



# 消費生活 サポーター通信

令和3年度第5号

今月のテーマ

## 還付金詐欺 に注意！

### 事例

市役所です

お金が  
戻ります

携帯を持って  
ATMへ



・市役所職員を名乗る者から「**介護保険料を多く払い過ぎていたので3万円を返金する。**いつも使っている銀行名を教えて欲しい」と電話があり、銀行名を教えた。

・その後銀行職員を名乗る者から電話があり「**手続きのためキャッシュカードと携帯電話を持って、スーパーのATMへ行つて欲しい**」と言われた。

・電話でATMの操作方法を教えられると言われたが本当だろうか。

### アドバイス

還付金詐欺の  
相談が県内で急増  
しています！

還付金詐欺の相談件数(県内)  
(1~6月の比較)



「**お金が戻る。携帯電話を持ってATMへ行つて**」は詐欺！

「**受取期限は今日まで**」などと言われても慌てない！



不審な電話がかかってきたら**すぐ相談！**

- ・警察相談専用電話 ☎ #9110
- ・消費者ホットライン ☎188



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188

(お近くの消費生活センターにつながります)

いやや

188



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
(消費者教育推進大使)  
アルミちゃん  
☎(TEL. 017-722-3343)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から  
「@638mbqrp」をID検索する

令和3年8月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)